

# 令和元年西東京市教育委員会第6回定例会会議録

- 1 日 時 令和元年6月28日（金）  
開会 午後2時 閉会 午後3時24分
- 2 場 所 エコプラザ西東京1階 講座室1・2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二  
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一  
委 員 高 橋 ますみ  
委 員 後 藤 彰  
委 員 山 田 章 雄  
委 員 服 部 雅 子
- 5 出席職員 教 育 部 長 渡 部 昭 司  
教 育 部 特 命 担 当 部 長 飯 島 伸 一  
教 育 部 参 与 兼 教 育 企 画 課 長 森 谷 修  
教 育 部 主 幹（教 育 企 画 課） 和 田 克 弘  
学 校 運 営 課 長 大 谷 健  
教 育 部 主 幹（学 校 運 営 課） 名 古 屋 勇  
教 育 指 導 課 長 内 田 辰 彦  
統 括 指 導 主 事 宮 本 尚 登  
指 導 主 事 鈴 木 章 郎  
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子  
社 会 教 育 課 長 掛 谷 崇  
公 民 館 長 高 田 敦 子  
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 工 藤 興 治
- 7 傍聴人 2人

## 令和元年西東京市教育委員会第6回定例会議事日程

日 時 令和元年6月28日（金）午後2時から

場 所 エコプラザ西東京1階 講座室1・2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第26号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第27号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について
- 第 4 議案第28号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第 5 議案第29号 西東京市図書館協議会への諮問について
- 第 6 議案第30号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について
- 第 7 議案第31号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 8 議案第32号 西東京市立学校の副校長人事の内申についての専決処分について
- 第 9 議案第33号 西東京市公立学校教職員に関する指導等について
- 第10 報 告 事 項
  - (1) 令和元年度西東京市立学校教育研究奨励事業  
研究指定校・研究奨励校・研究奨励教員グループ等一覧
  - (2) 平成30年度教育相談状況
- 第11 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和元年第6回定例会  
(6月28日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和元年西東京市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は後藤委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は後藤委員にお願いいたします。

---

○木村教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第7 議案第31号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、  
日程第8 議案第32号 西東京市立学校の副校長人事の内申についての専決処分について及び  
日程第9 議案第33号 西東京市公立学校教職員に関する指導等については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とし、日程第11 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議ないようですので、ただいまの案件につきましては秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

---

○木村教育長 日程第2 議案第26号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○中川図書館長 議案第26号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由を説明申し上げます。

この度の改元に伴う例規整備のため、西東京市図書館設置条例施行規則様式第1号「登録・登録内容変更申込書」中の生年月日記入欄につきまして、元号表記を廃止するものでございます。

また、経過措置としまして、この規則の施行の際、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができるものとしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第26号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第3 議案第27号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、を議

題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 掛谷社会教育課長 議案第27号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、提案理由を説明申し上げます。

西東京市社会教育委員につきましては、現在の委員の任期が本年6月30日に満了となり、次期委員の委嘱及び任命を行う必要があるため、本議案を提案するものでございます。

西東京市社会教育委員設置条例第2条に基づき、13名の方々につきまして、委嘱及び任命を提案させていただいております。氏名等につきましては資料に記載のとおりでございます。

なお、次期委員の任期につきましては、令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論は省略いたします。

これより議案第27号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

- 木村教育長 日程第4 議案第28号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 掛谷社会教育課長 議案第28号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、提案理由を説明申し上げます。

西東京市文化財保護審議会委員につきましては、現在の委員の任期が本年6月30日に満了となり、次期委員の委嘱を行う必要があるため、本議案を提案するものでございます。

西東京市文化財保護審議会条例第4条に基づき、8名の方々につきましての委嘱を提案させていただいております。氏名等につきましては資料に記載のとおりでございます。

なお、次期委員の任期につきましては、令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略します。

これより議案第28号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

- 木村教育長 日程第5 議案第29号 西東京市図書館協議会への諮問について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○中川図書館長 議案第29号 西東京市図書館協議会への諮問について、提案理由を説明申し上げます。

図書館開館時間の拡大について、西東京市図書館設置条例施行規則第13条の規定により、西東京市図書館協議会に諮問するものでございます。

2枚目をお願いします。

諮問事項でございますが、(1)西東京市中央図書館の開館時間の拡大については、中央図書館の現行の10時開館、平日は20時、土日祝日は18時閉館につきまして、全日9時から20時までに拡大するものでございます。

(2)芝久保・谷戸図書館の開館日の拡大については、通常、10時から18時の開館時間と同様の時間帯で祝日も開館するものとしたものでございます。

諮問理由は、(1)超高齢社会を迎え、これまでの利用者アンケートの要望や中央図書館・田無公民館耐震改修工事での市民の皆様からの御要望から、中央図書館の開館時間の拡大について、適正な規模を明確にする必要があるため、また、(2)市内駅前図書館の祝日・夜間開館の実施を踏まえ、芝久保・谷戸図書館の開館日について、考え方を明確にする必要があるためでございます。

以上につきましては、本年3月に策定いたしました図書館計画の「利用しやすい環境づくり」に照らし合わせ、諮問します。

なお、答申の期限を令和2年5月末日としております。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 利用者の利便性向上で時間を拡大されるというのは非常に喜ばしいことだと思いますが、一方では、そのための要員とか、仕事の関係の手当とか、いろいろ必要になってくると思うので、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○中川図書館長 予算等につきましては、答申の中身を受けまして、改めて検討してまいりたいと思います。当然のことながら、労使交渉等、関係するものがございますので、それらを踏まえた上で予算化につきましては進めたいと考えております。

○米森教育長職務代理者 是非よろしくお願ひしたいと思います。

○服部委員 中央図書館が今回、朝9時からということで拡大されるわけですが、駅前という意味では、保谷、柳沢、ひばりが丘は同じ条件にあるように思われます。この中央は、まずは中央館であるということが一つの理由だということと、それから、もし中央館が実現した場合、駅前でビジネスマンが利用したり学生が利用したりするということを考えたときに、この3館についても同様の市民の要求が出てくるかもしれないということは、ある程度想定しておられるのでしょうか。

○中川図書館長 令和3年度に中央図書館・田無公民館の耐震改修工事が完了した後のタイミングで、中央図書館の開館時間の拡大を現在意図しております。そのため、全館で開館時間の拡大を実施する前に、中央図書館での実績等を踏まえまして、更に全館に実施するかどうかを検討してまいりたいと考えております。その際、人件費、それから、どのような効果があるのかということのデータも検証する必要があるためでございますので、まず、中央図書館での先行

実施を考えておるところでございます。

○服部委員 ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第29号 西東京市図書館協議会への諮問について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第6 議案第30号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○掛谷社会教育課長 議案第30号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について、提案理由を説明申し上げます。

本議案は、下野谷遺跡の国史跡としての追加指定につきまして、文化財保護法の規定に基づいて諸手続を進める必要があるため、本定例会に提案を行うものでございます。

恐れ入ります、資料を1枚おめくりください。

下野谷遺跡につきましては、関東でも最大級の縄文時代の集落遺跡として評価をいただいております。国史跡として遺跡の保存及び活用の取組を行っているところでございます。

この度、1に記載する所在地の地権者の方々から、史跡指定についての同意をいただいたことに伴い、当該地、合計454.02平米になりますが、こちらの追加指定に向けた諸手続を進めていくというものでございます。

なお、平成26年度に設置いたしました文化庁の推薦する埋蔵文化財の専門家による下野谷遺跡調査指導委員会からは、3の範囲、約2万2,000平米について国史跡として指定する価値があるとの評価をいただいております。そのうち、2に記載しております1万3,215.50平米につきましては、既に国史跡の指定を受けているというところでございます。

今回の追加指定により、既指定部分と併せまして、遺跡の保存・活用を進めてまいりたいと考えております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 今回指定する部分についてはよくわかったんですけども、まだ残っているところが結構あると。そちらのほうの地権者の合意を形成していく手続というか、その辺の進捗状況というのはどのようなものなのでしょうか。

○掛谷社会教育課長 こちらのエリアを中心に市民説明会等を開催させていただいております。また、市のイベント等があるときには、ポスティング等を行いまして、御連絡を差し上げているというところでございます。

まず、史跡につきましては、道路等とは違いまして、何年度までに用地を取得するということではなくて、地権者の御事情に合わせた形で、その時点で買取りのお話をさせていただくような形になりますので、お引越等を考えている場合にはお声かけくださいという

ことで御案内をさせていただいております。

今回、4軒の同意をいただいたところでございますが、このほかにもやり取りをさせていただいている方々もいらっしゃいますので、そういった方々を中心に、今後とも、少しずつにはなりますが、用地の取得を進めてまいりたいというふうに考えております。

- 山田委員 全体的には御理解のある方々が多いというふうに考えてよろしいのでしょうか。
- 掛谷社会教育課長 国史跡というところで、こういった重要なものがあるというところは一定御理解いただいているものと思います。ただ、御自身の生活がございますので、状況にあわせて御検討をお願いしています。
- 山田委員 ありがとうございます。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第30号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

- 木村教育長 日程第10 報告事項に入ります。質疑は後ほど一括して行いたいと存じます。
  - (1) 令和元年度西東京市立学校教育研究奨励事業 研究指定校・研究奨励校・研究奨励教員グループ等一覧の説明をお願いいたします。
- 宮本統括指導主事 私からは、令和元年度西東京市立学校教育研究奨励事業 研究指定校・研究奨励校・研究奨励教員グループ等一覧について、報告させていただきます。
  - 最初に、研究指定校についてでございます。
  - 教育課題に関する研究を積極的に進めるために、2年間の指定を行い、研究に取り組む学校を研究指定校とし、今年度は8校を指定しております。2年次校は5校ございます。芝久保小学校では、「豊かな心を育む道徳性の育成」を研究主題に、道徳科指導の充実に関する研究を行っております。栄小学校では、「新学習指導要領を視野に入れたカリキュラム・マネジメントと授業づくり」を研究主題に、カリキュラム・マネジメントを通しての授業改善に関する研究を行っております。田無第一中学校では、「主体的・対話的で深い学びの実現」を研究主題に、主体的・対話的で深い学びに関する研究を行っております。中原小学校とひばりが丘中学校では、「小・中9年間を見通した学びと生活の基盤について」を研究主題に、小中一貫教育の推進に関する研究を行っております。
  - 次に、1年次校ですが、3校ございます。保谷第二小学校では、「学びの手ごたえを“つなぐ”算数」を研究主題に、算数科指導の充実に関する研究を行っております。柳沢中学校では、「主体的・対話的で深い学びの実現を目指して」を研究主題に、主体的・対話的で深い学びの実現に関する研究を行っております。田無第四中学校では、「じっくり考え・議論する道徳」を研究主題に、道徳科指導の充実に関する研究を行っております。
  - そのほかに、研究奨励校として、1年間の指定を行っている学校が6校、研究奨励グループが1グループとなっております。



また、東京都教育委員会から、プログラミング教育推進校として住吉小学校が、人権尊重教育推進校として田無第二中学校が、それぞれ指定を受けております。

報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(2)平成30年度教育相談状況の説明をお願いいたします。

○宮崎教育支援課長 それでは、平成30年度教育相談状況について、報告をさせていただきます。

1枚目の資料は、相談種別ごとの状況でございます。左縦軸に相談種別として六つの種別に分け、横軸には件数、相談の回数、終結件数、主な内容及び件数を示しております。

終結件数につきましては、開始と終了が明確に確認される必要があることから、一般教育相談と就学相談のみに記載しております。

それでは、種別ごとに報告をさせていただきます。

一般教育相談でございます。相談者が教育相談センターに来室し、心理カウンセラーによって行われる相談でございます。件数549件、うち新規305件、相談延べ回数9,063回、終結件数283件になります。主な内容としましては、適応指導教室入室関係、不登校、学業不振などの相談となります。件数では、前年度比52件、10.5%増となっております。

続きまして、電話相談でございます。件数187件、相談延べ回数321回、主な内容としましては、不登校、進路、学業不振などの相談となっております。ここでは電話のみの相談を記載しております。相談の中には匿名での相談もございます。また、この電話相談から来室につながることもあり、その場合は、件数は、一般教育相談または就学相談での件数に移行することから、この数には含めておりません。件数では、前年度比23件、14%の増となっております。

次に、緊急・臨時相談でございます。主に、学校長、教員からの相談、また、子ども家庭支援センター、児童相談所など、ほかの関係機関との連絡調整や心理的助言になります。件数299件、相談延べ回数1,100回、主な内容としましては、不登校、虐待、学業不振の相談になります。件数では、前年度比68件、29.4%の増となっております。

次に、小学校巡回相談でございます。全市立小学校に特別支援教育士等の教育支援アドバイザーを派遣し、校内委員会等で個に応じた教育支援に関する助言をするものでございます。件数918件、相談延べ回数1,705回でございます。主な内容としましては、おちつきなし、学業不振などの相談になります。件数では、前年度比230件、33.4%の増となっております。これは、平成30年度からの特別支援教室本格実施に伴うもので、後ほど説明させていただきます。

次に、就学相談でございます。特別支援学校または特別支援学級（固定制や通級）への就学・転学相談でございます。件数390件、うち新規340件、相談延べ回数2,838回、終結件数は284件となります。前年度比6件、1.6%の増となっております。

最後に、スクールソーシャルワークでございます。スクールソーシャルワーカー派遣等による学校への支援になります。この中にはケース会議なども含まれます。件数509件、相談延べ回数1,203回となります。件数では、前年度比14件、2.8%の増となっております。

相談全体の合計2,852件、相談延べ回数1万6,230回でございます。

昨年度との比較、特徴など、まとめいたしました。まず、数値の変化といたしましては、相談件数の合計では、前年度比393件、16%の増となっており、引き続き増加の傾向でございます。

小学校巡回相談の33.4%増につきましては、平成30年度小学校特別支援教室の本格実施に伴い、支援を要する児童に関して、教員からの相談や校内委員会等での協議の件数が増えていることによるものでございます。実際の特別支援教室入室児童数も増加しておりますが、ここでは、特別支援教室の利用だけでなく、そのほかの支援、例えば学業不振の中でも知的な課題によるものであれば、固定制特別支援学級の検討や、おちつきなし、集団不適応などのことに関しまして、その背景の見極めが更に必要ということになれば、スクールソーシャルワーカーにつなげていきます。その中で見立てにより、医療や福祉の支援、心理的支援が必要との判断がございまして、のどかや一般教育相談に結びつけていくということもあります。結果として、学校における個に応じた教育支援の充実が図られているものと考えます。

裏面は、相談の主訴別に集計したものでございます。御参照いただければと思います。

私からは以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

以上、報告事項の説明が終わりました。質疑を受けます。

○服部委員 今、最後に御説明いただいた教育相談状況に関してです。これは西東京市での数字で、去年からの増減というか、全部増だったと思うんですが、教えていただいたのですが、東京都とか全国ということの中で比較するようなことは可能なのでしょうか。

○宮崎教育支援課長 東京都教育相談センターが毎年集計をしておりますので比較は可能なのですが、自治体によって主訴の立て方、それから件数の扱い方というのが様々になっておまして、単純に比較するのは少し難しいというところがございます。ただ、相談の傾向としまして、例えば教育相談で扱う件数に、不登校が多いとか、集団不適応が多いなど同じような傾向を示しているということは、その調査の中で見えてきております。

○服部委員 1つの自治体とか1つの学校とかの中では、やはり全体の社会の縮図みたいな部分があるように思われ、私は、地域で子どもたちと接している中で、昔より、すごく増えてきているという、住民として、住んでいての実感もあります。ただ、一般教育相談とか電話相談とかが増えているのは、そういう状況が増えているのか、それとも、そういったことを利用しようという、積極的に、これまで相談ができずに抱え込んでいたのを、こういう体制ができて、先ほど先生方の相談も増えたということでしたけれども、そういう点に関しては、よい方向に受けとめることもできるように思われます。ただ、もし全体として、子どもたちの状況は増えているということが、去年と今年の比較しか、今、いただいけませんけれども、そういうことがもし見えるようであれば、また新たなことをもう少し、学校の中だけではなく、全市的に考えていかなければいけない課題なのかなと感じております。

○宮崎教育支援課長 はい。ありがとうございます。

○山田委員 いじめについてなんですけれども、意外と、主な内容のほうには入ってこないの、件数は非常に減っているのかと思うんですが、実際、例えば電話相談で件数と回数が一

致しているということは、3件の人たちは、それぞれ1回ずつかけてきて、それで、その後は、電話も何もないという解釈でいいのかということと、それから、小学校の巡回相談とか、ソーシャルワーカーのところでは複数回あるので、相談が何回かあったけれども、それで事なきを得ていると、そういう理解でよろしいのかどうか、教えていただけますでしょうか。

- 宮崎教育支援課長 まず、いじめの場合には、教育指導課につなぐことが多くあります。特に、今現在、何かが起こっている場合には、すぐ教育指導課と連携して、即対応が始まるということになります。その中で、教育相談による支援が必要ということがありました場合には、一般教育相談のほうで継続していきます。その段階では、いじめだけが主訴でというよりは、本人が何かしらの不安定さとか、そういうほかの問題が主訴になることが多くありますので、いじめが主訴になってこないということがございます。

そして、1回で解決というよりは、例えば匿名の場合ということもございまして、そういう場合には、わかる範囲で教育指導課に伝えることもございます。電話相談としては終わるということが多いかと思っています。

おっしゃるように、スクールソーシャルワーカーでの対応に関しましては、継続的に、学校がどうしていくかということと一緒に考えていくことになります。

- 山田委員 そうすると、例えば電話相談で、いじめを感じている生徒・児童本人から電話がかかってきたときに、そのまま匿名で、相談は受けるけれども、その後、何もレスポンスがなくなってしまって途絶えている、要するにフォローアップができないような子どもも、もしかすると、いるということにはならないのでしょうか。

- 宮崎教育支援課長 ここに挙げている、この電話の3件に関しましては、幸い、次につなげることができているという状況でございます。

- 山田委員 わかりました。ありがとうございます。

もう1点、同じような形なんですけれども、虐待が、特に緊急相談で、例えば34件上がってくると。この緊急相談というのは、多分、近所の人とか、あるいは本人とか、そういうことなのではないかと思うんですけれども、緊急で上がってきたものなんかが、その後、どういうふうになったのかというのはおわかりでしょうか。

- 宮崎教育支援課長 緊急・臨時相談は、関係機関と、学校から上がってくる場合が多くありまして、基本的に、虐待を対応するのは子ども家庭支援センターになりますので、仮に、そういう形で来た場合には、まずは、子ども家庭支援センターにも直接連絡するよということを申します。虐待が上がっている件数のものは子ども家庭支援センターと連携して対応するというケースがほとんどでございます。

- 米森教育長職務代理者 細かい話になって恐縮です。教育相談の相談種別・主訴のところで、性格・行動の上から3番目、「かんもく」と読んでいいんですか。これはどういう状態を指すのか教えていただきたいのと、それから、この区分というのは、例えば医学界の分類に従っているとか、典拠しているような何かそういうものがあるんですか、。

- 宮崎教育支援課長 まず、緘黙（かんもく）というのは、話さない、お話をしない、黙っているという状態で、学校の中でも、当てられても話さない、お友達とも話さない、先生とも話さない、ずっと黙っているという状態を言います。背景はいろいろで、心理的な問題もあ

れば、発達的な問題、例えば自閉的な課題がある人もいろいろなので、緘黙（かんもく）は見立てが難しいということが言われています。この緘黙（かんもく）の状態は、わかりやすいので、親御さんや学校は、話さないという状況を心配して、それを主訴としますので、主訴は緘黙（かんもく）になるんですけれども、実際の、例えば心理療法を行う場合には、例えば自閉的なものをお考えとか、そういう形で行っていきますので、医学的な診断は別の形でつく場合があります。

この主訴区分は、東京都の教育相談センターが最初に作った主訴をもとにしながら、少し改良したようなところがございますので、医療的な分類とは異なるものにはなっています。

- 米森教育長職務代理者 わかりました。ありがとうございます。
- 山田委員 主訴の件なんですけれども、「海外帰国者の問題」というのがそのほかにあるんですが、例えば、外国人の方の相談というのは、ほかのところにはらばっているという理解でよろしいんですか。
- 宮崎教育支援課長 外国人の方の相談もあります。主訴はそれぞれの問題となっていることでとっております。「海外帰国者の問題」の場合は、例えば、教育指導課の日本語適応指導につなげていくとか、市の他の支援の方法をお教えするという対応をしております。
- 山田委員 悩みを抱えている外国にルーツのある方々の相談も、かなり吸い上げられているという理解でよろしいでしょうか。
- 宮崎教育支援課長 そうですね、教育相談に申し込まれて、お会いしたら外国人であったケースは最近増えております。
- 高橋委員 学業不振のところちょっとお聞きしたいんですけれども、学業不振の内訳が気になるんですが、学習障害や学習法についてのお悩みというのは別に振り分けられていますよね、知的発達遅滞も別で振り分けられているので。この学業不振のお悩みの中に、福祉的支援とか心理的支援が必要でないものというのがありますか。
- 宮崎教育支援課長 そういう場合もございます。主訴というのが、申し込まれた方、大概保護者なんですけれども、保護者の方が、このことを相談したいとおっしゃった内容を主訴としております。なので、保護者の方が、ちょっと勉強がうまくいっていないんですけれどもという形で入りますけれども、中身を見ていくと、福祉的な支援などが必要な状況だったり、知的障害であったりということがありまして、保護者の方が最初に気付くことが学業不振ということで、ここの件数が比較的多い状況になっております。
- 高橋委員 もし知的に遅れがあったりとか、そういうことがなくて学業不振ということもあると思うんですよね。そういったときのアドバイスというか、学習方法とか、そういったときのアドバイスはどういった形でされているんでしょうか。
- 宮崎教育支援課長 学業不振ということが、どこで起こっているか、例えば、学校の問題もありますし、家庭で、お母様が、うまくいっていないと思われる場合もあつたりしますので、まずは実態を把握することから始めております。学校に聞いたり、学校に見に行ったりしながら、その状態がなぜ起こっているのか、心の問題の場合もありますし、例えば、発達的な、ちょっとした偏りでうまくいっていない、その子のこだわりとか、そういう場合がありますので、本当に幅が広うございますので、まずは、観察したり、周辺からも情報を集め

て、見立てをしていくということを中心にします。学習環境とか、先生に少し工夫していただければうまくいくなんていう場合には学校にお願いしたり、または、特別支援教室を利用したりというふうにつなげていくことができます。

- 高橋委員 ありがとうございます。
- 米森教育長職務代理者 研究指定の関係で、小中一貫の関係でちょっと質問させてください。中原小とひばりが丘中で、小・中9年間、やっておりますけれども、ひばりが丘中の校長先生は、前の中学校でも一生懸命されて、多分、学びの連続性ということで、カリキュラムとかいろいろ検討されていたと思うんですが、次のステップですか、学びの継続性を踏まえた上で、次にどういうものが必要かというのを研究されるというようなテーマになるのでしょうか。
- 宮本統括指導主事 学校独自の研究指定校ではございますが、来年度から行います小中一貫教育に向けての検証を兼ねて研究をお願いしているところですので、昨年度と今年度、2年連続で、ほかの学校、すなわち中原小学校、ひばりが丘中学校以外の学校も同様の取組を行うことが妥当であるのかとか、そういったことを検証することに比重を置いてやっている傾向がございます。
- 米森教育長職務代理者 そういう中身ですね。わかりました。
- 山田委員 今のことに関連するんですけれども、一貫教育の関係ではそういうふうにほかのところに波及させているというのが読み取れるんですが、それ以外の研究テーマについて、2年間、プロジェクトが終わった後に、それをほかの残りの小・中学校に展開させていくというようなことはどの程度行われているのでしょうか。
- 宮本統括指導主事 研究指定校に関しましては、2年間で研究を行っておりますが、1年目が終わったところでリーフレットの作成を行います。2年目が終わったところでは、研究紀要を冊子の形で作成し、各校に配布をするとともに、2年間の研究の成果を発表する場を設けて、そこも校長会のほうと調整して、少しでも多くの教員が参加できるように配慮し、その2年間取り組んできた研究授業の中身であったりだとか、研究の成果あるいは課題等を発表する場を設けることで、各校に還元しているという状況でございます。
- 山田委員 発表は大事だと思うんですね。それで、共有ができるわけですがけれども、実際に共有したものを、ほかの学校で実際に生かしていこうというような動きというのがどの程度あるのかということについてはわかりますか。
- 宮本統括指導主事 各学校では、研究指定校以外でも、それぞれの学校が研究テーマを決め、校内研究を行っておりますので、その中で他校の研究の成果を生かしていくという流れにはなっていますが、どういった課題を取り扱うかにつきましては学校ごとに異なるため、前年度の研究を多く取り入れる学校もあれば、ちょっと分野が違うのというような学校もありますので、学校ごとに取組内容が違う現状にあり、どのくらい成果を取り入れるかというの、学校ごとに若干の差異は出ている状況です。
- 山田委員 行政側として、例えばこういう取組を入れたいと、新しい取組を入れたいので、この学校で少し見てくれませんかというような形ということではないんですか、この研究指定校というのは。

- 宮本統括指導主事 まず、各学校に、研究を、こういったテーマでどの指定を受けたいのか募集をかけまして、例えば、同様の研究になるような場合は、市教委のほうで精査をさせていただきます、あまり同じテーマに重ならないように、バランスをとるようにという調整を行うことで、様々な現状の課題に応じた取組となるような調整を図っています。
- 山田委員 わかりました。ありがとうございます。
- 後藤委員 私も、研究指定校、研究奨励校の件で、1件だけ。これは意見なんですけれども。発表会もちろん大切ですし、冊子でまとめることも大切だと思うんですが、電子ベースで、各学校が何か加工したり工夫して使えるような支援の提供も一つの方法かと思いますので、そんなこともお考えいただければありがたいです。
- 宮本統括指導主事 電子化というか、そういったものもどんどん進んできていますので、還元の方法、活用の方法については、引き続き検討し、よりよいものにしていきたいと考えております。
- 内田教育指導課長 電子ベースのものにつきましては、比較的、各学校の研究冊子にプラスして、CD-ROMの形で、資料集ですとかカード集ですとか、そういったようなことをやる学校も多くあります。必ずしもつけなさいということではないので、今、後藤委員の意見等もとに、できるだけ使いやすい形で、その成果が還元できるように働きかけをしていきたいなと思います。
- 服部委員 すみません、ちょっと委員として経験が浅いものですから、教えていただきたいのですが、研究指定の用紙の中で、3番の研究奨励教員グループというところがあり、これは、各校に担当している方がいて、それで、代表は向台小学校でということなんですか。それで、この研究奨励教員グループの発表というか成果はどういう形で出てくるんでしょうか、教えてください。
- 宮本統括指導主事 最初に、成果の還元に関しましては、奨励校と同様で、研究紀要等の冊子なりリーフレットを作成し還元するという方向で、指定校のような発表会は位置づけてはいません。この研究奨励教員グループの、ほかの指定校や奨励校との違いについてですが、グループに関しましては、同一校の教員または複数校の教員がグループを編成し研究を行うという特色がございまして、指定校と奨励校は学校単位で行いますが、グループは、教員が同じ学校の中で5人ぐらいグループになっても構いませんし、学校の枠を超えて、5人なり、10人でも構わないんですが、グループを作って研究に取り組むという、どちらかという、同じテーマを意欲的にやりたい教員同士が集まって研究に取り組むという、そういった仕組みになっております。
- 服部委員 その場合、水曜日によく先生方が研修で集まっておられる、そういうときが利用されるんですか。
- 宮本統括指導主事 学校を越えて行う場合ですと、自主的に集まったり、あるいは、自校の会議や研究等がない日に他校に集まって一緒に研究を行ったりということが、これまで行われてきました。ただ、今年度の向台小学校のグループに関しましては、あくまで今年度の話ではございますけれども、向台小の教員のみで構成されておりますので、学校の中で行っているということでございます。

○服部委員 わかりました。ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

---

○木村教育長 日程第11 その他、を議題といたします。教育委員会全般について質疑をお受けいたします。何かございますか。——質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

---

○木村教育長 日程第7 議案第31号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、日程第8 議案第32号 西東京市立学校の副校長人事の内申についての専決処分について及び日程第9 議案第33号 西東京市公立学校教職員に関する指導等については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午 後 2 時 50 分 休 憩

午 後 3 時 23 分 再 開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして令和元年西東京市教育委員会第6回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 3 時 24 分 閉 会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員